

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 基本情報

国名：ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2021年8月10日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ラオスにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 行政能力の向上及び制度構築

ラオス政府は、「第9次国家社会経済開発5か年計画」(2021～2025年) (2021年1月13日から15日に開催された第11回党大会において承認されたものであり、2021年6月頃にラオス政府にて最終承認予定。以下、「第9次NSEDP」という。)において「継続的な質の高い、安定的で持続的な経済成長」を目標に掲げ、同目標達成のため「マクロ経済の強化・安定」として税制徴収の改善等の財政強化に取り組む方針である。また、上記の目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

1986年に導入された「ラポップ・マイ（新経済メカニズム）」のもとで国営企業の独立採算制の導入や民営化、国内経済・貿易自由化政策等の経済構造改革を推進し、計画経済から市場経済への移行が徐々に進展してきており、持続可能な経済成長を実現するための経済・社会インフラ整備が求められている。しかしながら、民間セクター開発にかかる政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全

人口の約7割が従事する農業セクターはラオスの主要産業であり、当国政府は2015年の「農業開発戦略2025」において、食料安全保障、商品作物生産、持続可能な生産体系の構築を課題として挙げている。しかし農業政策・自然環境保全に係る政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

4) 教育政策の改善

ラオス政府は第9次 NSEDP にて、「人材の質の向上」を目標としており、教育へのアクセスの改善を含む基礎教育から高等教育に至る全段階における教育の質の改善を優先事項としている。そのために、教育省職員の計画策定能力・実施能力を向上させることが求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

5) 保健政策の改善

ラオス政府は、中期的な政策改革としてヘルスセクターリフォーム（2011～2025年）を推進しており、この中で2025年までのユニバーサルヘルスカバレッジの達成を目指している。そのために、保健政策にかかる政策策定・立案を担う人材の育成が求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針（2019年4月）では、「LDC 脱却を目指した自立的な経済基盤の強化」することを基本方針とし、「財政安定化をはじめとするガバナンス強化及び分野横断的な課題への対応」、「周辺国とのハード・ソフト面での連結性強化」、「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」、「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を重点分野として定めている。また、対ラオス人民民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2015年3月）においても同様に協力の方向性を分析している。本事業では、以下五つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針・分析との整合性が認められる。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：開発課題として「行政強化・法制度整備」、「財政強化」が含まれる。
- 2) 持続的な経済成長のための基盤整備：開発課題として「社会経済開発のためのインフラ整備」、「投資・輸出促進に係る経済政策」が含まれる。
- 3) 持続可能な農業・農村開発と事前環境保全：開発課題として「農業・農村地域開発」、「環境保全・防災」が含まれる。
- 4) 教育政策の改善：開発課題として「教育政策」が含まれる。
- 5) 保健政策の改善：開発課題として「保健政策」が含まれる。

ラオス政府機関・関係省庁における中核人材の育成は同国における継続的課題であり、「日本・ラオス開発協力共同計画（2016）」においても、行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。SDGs ゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」に貢献する等、本事業の実施を支援する必要性は高い。

なお、イノベーション環境への貢献が期待される「情報技術、IOT、人工知能等の科学技術分野及び工学分野」と、これに関連する分野（理系分野）に係る高度外国人材の育成・還流事業「イノベティブ・アジア（Innovative Asia）」（技術協力）と本事業の対象層は異なる。

(3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、人数が最も多いのはベトナムであり、次に

中国、タイ、日本と続く。オーストラリアの人気も依然として高く、2020年度は、派遣の応募枠30名に対して10倍以上の応募があった。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ラオスの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大22名（修士課程20名、博士課程2名）の留学生が、本邦大学院において、ラオスにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第4年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

313百万円（概算協力額（日本側）：313百万円、ラオス側：0円）

(5) 事業実施期間

2021年7月～2026年3月を予定（計57ヶ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ラオス政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、組織人事中央委員会、首相府、行政管理・公共サービス庁、在ラオス日本国大使館、JICAラオス事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。また、開発課題「投資・輸出促進に係る経済政策」「行政強化・法制度整備」「財政強化」「保健政策」に関連する専門家が派遣されており、同専門家を通じた応募勧奨等を図る。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：該当なし。

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件
<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2021年)	目標値 (2027年)
留学する学生数(人): 修士	0	20
留学する学生数(人): 博士 ¹	0	2
留学生の学位取得率(%) ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。この点

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画(3.(3)事業内容参照)全体における目標値とする。また、「5.(2)外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

を受け、2008 年度以降の新方式による本事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4 期にわたる受入計画を事前に策定し、優先課題ごとに同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、ラオスの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官等の本邦大学院における学位取得を支援することを通じ、ラオスの開発課題解決のための中核人材の育成及び二国間の人的ネットワークの構築に資するものであり、SDGs ゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」の達成に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上